

燕・弥彦総合事務組合火災予防条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合火災予防条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第22号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 5 月 26 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

## 燕・弥彦総合事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合火災予防条例（平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号と

し、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第1項第3号中「よつて」を「よつて」に改め、同条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

#### 別表第7 削除

附則第4条第2項中「第31条の4第1号」を「第31条の4第2項第1号」に改め、「若しくは第12号」を削り、「第31条の5第1号」を「第31条の5第2項第1号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「第31条の2第9号」を「第31条の2第1項第9号」に、「第31条の3第1項第1号」を「第31条の3第1項」に改め、同条第4項中「第31条の2第9号」を「第31条の2第1項第9号」に、「第31条の3第1項第1号若しくは」を「第31条の3第1項、同条」に、「第31条の4第1号」を「第31条の4第1項」に、「若しくは第12号」を「、同条第2項第10号」に、「第31条の5第1号」を「第31の5第1項」に改め、「若しくは」の次に「同条第2項」を加える。

附則第5条中「別表第7」を「別表第8」に改める。

附則第6条中「次条」の次に「第1項」を、「蓄電池設備」の次に「、急速充電設備」を加え、「第8条第2項」を「第8条」に、「第8条の2第2項」を「第8条の2」に、「第3条の4第1項第2号ホ」を「第3条の4第1項第2号ニ」に、「第10条第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、「限る。）」の次に「、第11条の2第1項」

を加える。

附則第7条中「図記号による標識」を「第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号」に、「第23条第3項及び第4項後段」を「同条第4項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第11条の2第1項改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の燕・弥彦総合事務組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。